

閣郵委第27号の1
平成26年6月19日

金融庁長官
畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成26年4月17日付け金監第849号及び総情貯第63号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第27号の2
平成26年6月19日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成26年4月17日付け金監第849号及び総情貯第63号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

株式会社かんぽ生命保険の新規業務（がん保険の受託販売等） に関する郵政民営化委員会の意見

はじめに

平成26年4月16日、株式会社かんぽ生命保険から新規業務（がん保険の受託販売等）の認可申請があり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められた。

認可申請の内容は、株式会社かんぽ生命保険が、

① アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（以下「アフラック」という。）のがん保険の受託販売

② アフラックのがん保険を販売する郵便局に対する教育・指導を行うというものである。

当委員会における調査審議の結果は、以下のとおりである。

1 基本的な考え方

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

(2) 適正な競争関係

郵政民営化法改正法により、金融二社の株式完全処分に関しては、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされた。その株式処分の方針の明確化に向けて、日本郵政株式会社においては一定の取組みが行われているところである。こうした中、民営化を推進するためには、新規業務について、株式市場からの規律の観点から問題が少ないものは積極的に認めていき、株式市場からの規律の観点から問題があり得るものは、内部管理態勢の整備状況等について一層の考慮を行うことが必要である。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

(4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2 「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日）の観点からの評価

株式会社かんぽ生命保険においては、民営化後、郵政民営化法上の認可を受けて、すでに他の生命保険会社の商品の受託販売を行っており、また、自社の商品について郵便局に対する教育・指導を行っていることから、本件はコア・コンピタンスとの関係が強い業務である。

また、受託販売等の対象となる他社の商品は、市場において一般的に提供されている商品であり、定型的なものである。

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可に当たっての考え方

上記1及び2の観点に基づき、本件新規業務（がん保険の受託販売等）について調査審議を行ったが、本件は、現在すでに株式会社かんぽ生命保険が行っている業務と類似性が高く、その実施について問題は無いと考えられる。

また、本件により、がん保険に対する顧客ニーズに応えることが可能になり、利用者利便の向上に資するものと考えられる。

なお、本件新規業務については、現在郵便局で扱っているがん保険よりも高額のものを扱うこと、アフラックの商品を株式会社かんぽ生命保険の商品であると誤解されないようにする必要があること、他社の保険商品の販売に関し郵便局を指導するのは初めてであることなどを踏まえ、業務の開始に当たり、株式会社かんぽ生命保険において、職員への研修等の準備を適切に行うなど、コンプライアンスを含めた業務の確実な実施を確保することが重要である。

このほか、郵便局への教育・指導については、アフラックががん保険に係る全般的な教育・指導を、株式会社かんぽ生命保険が郵便局個々のデータを踏まえた教育・指導を、それぞれ行うとしているが、両者の責任関係が曖昧にならないよう、役割分担を明確にして実施することが重要である。

日本郵便株式会社においても、こうした教育・指導をしっかりと受け止め、コンプライアンスを含めた業務の確実な実施を確保していくことが求められる。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、株式会社かん

ぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

なお、調査審議の過程において、郵便局における保険商品の受託販売の今後の動向について議論があったところである。将来の経営判断の問題であるが、郵便局において受託販売を行う保険商品の拡大等については、利用者利便及びコンプライアンスを含めた業務の確実な実施を確保するとともに、経済合理性に基づく判断によって、健全経営の確立に資することが重要であると考えられる。